

第百九十回国会

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第二号

平成二十八年一月二十七日(水曜日)
午後一時開会

委員の異動

一月六日

辞任

和田 政宗君

補欠選任

二之湯武史君

一月七日

辞任

行田 邦子君

補欠選任

山田 太郎君

一月二十日

辞任

柴田 巧君

補欠選任

豊田 俊郎君

一月二十六日

辞任

武見 敬三君

補欠選任

石田 昌宏君

二之湯武史君

芝 博一君

井上 義行君

相原久美子君

吉良よし子君

辰巳孝太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

前田 武志君

石井 正弘君

大野 泰正君

末松 信介君

山下 雄平君

足立 信也君

牧山ひろえ君

西田 実仁君

委員

井上 義行君

井原 巧君

石田 昌宏君

磯崎 仁彦君

衆議院議員

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

磯崎 陽輔君

岩井 茂樹君

北川イツセイ君

小泉 昭男君

山東 昭子君

関口 昌一君

豊田 俊郎君

中川 雅治君

丸山 和也君

溝手 顕正君

渡辺 猛之君

相原久美子君

江田 五月君

小見山幸治君

津田弥太郎君

直嶋 正行君

水野 賢一君

長沢 広明君

山本 博司君

井上 哲士君

辰巳孝太郎君

山田 太郎君

江口 克彦君

山本 公一君

逢沢 一郎君

北側 一雄君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

中野 洋昌君

高市 早苗君

土屋 正忠君

森屋 宏君

小野 哲君

櫛原 利明君

大泉 淳一君

市総務大臣。

〇国務大臣(高市早苗君) 総務大臣の高市早苗でございます。

これからの公正かつ明るい選挙の実現に向けて、副大臣、大臣政務官、職員共々力いっぱい働いてまいりますので、前田委員長を始め理事、委員の先生方の格別の御指導をお願い申し上げます。

〇委員長(前田武志君) 土屋総務副大臣。

〇副大臣(土屋正忠君) 総務副大臣を拝命いたしました土屋正忠でございます。

高市大臣を補佐し、全力を尽くしてまいりますので、前田委員長を始め理事、委員の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。どうぞよろしく願います。

〇委員長(前田武志君) 森屋総務大臣政務官。

〇大臣政務官(森屋宏君) この度、総務大臣政務官を拝命いたしました森屋宏でございます。

土屋副大臣とともに高市大臣を補佐し、全力を尽くしてまいります。前田委員長を始め理事、委員の各位、皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

〇委員長(前田武志君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めることとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇委員長(前田武志君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

〇委員長(前田武志君) 公職選挙法の一部を改正

する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君から趣旨説明を聴取いたします。山本公一君。

○衆議院議員（山本公一君） ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

現在、選挙人名簿に登録されるためには、選挙人名簿に登録基準日において、現住所地に三か月以上居住していることが必要とされております。登録基準日との関係で、ある市町村に三か月以上居住していても、登録基準日の直前に転居した者が新住所において選挙人名簿に登録されないというケースでは、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されないため、実際に投票をすることができないこととなっております。

本案は、このように、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が投票することができるようになるために、選挙人名簿の登録制度を改める等の改正を行うとするものであります。

本案の主な内容は、選挙人名簿の登録について、現行法上登録されることとなる者のほか、市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三か月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後四か月を経過しないものについても行うこととしたしております。

また、同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した一定の者が当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなすこととしたしております。

なお、本案は、選挙権年齢を十八歳以上へ引き下げることに伴う公職選挙法等の一部を改正する

法律の施行の日から施行するものとし、選挙人名簿の登録については施行日後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙に係る選挙時登録から適用することとしたしております。

以上が本案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（前田武志君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○牧山ひろえ君 民主党の牧山ひろえです。

選挙権年齢が引き下げられ、新たに選挙権を得た若者が名簿登録されないために投票できないという事態を避けるためにも、本改正は非常に重要であると認識しております。本改正によって、今年の夏行われます参議院選挙において、このような若者を含めてどの程度の人数が投票可能となるのか、教えてください。

また、今回の改正によって解消を目指している投票権の空白の問題は、実は選挙権年齢の引下げ前から生じていたんですね。このように、選挙権を持っていないながら、元の住所あるいは新しい住所、いずれでも投票できない事例は今までの国政選挙でどの程度生じていたんでしょうか。

○政府参考人（大泉淳一君） お答え申し上げます。

まず、十八歳選挙権によりまして、有権者数はおよそ約二百四十万人増加するということとなっております。また、本年の参議院選挙に、選挙時登録の基準日において、本法案によって変えられた結果、三か月の住所要件を満たさない者の数についてどのくらいいるかということにつきましては、どの程度の人がいって住所移転を行うのかなど不確定な要素があるから、なかなか推計することは難しいということでございます。

ただ、一定の仮定に基づきまして、新たに有権者となる十八歳、十九歳の者のうち、選挙時登録

の日が六月末として置いた場合に、その前の三か月に他の市区町村に転出する者の概数を平成二十六年の住民基本台帳人口移動報告というものから推計いたしますと、大体七万人になるのではないかと思います。これは、先ほど申しました新有権者の約三割に当たります。

また、過去の国政選挙においてもこのようなことがあったというところでございますので、選挙権を有しながら新旧いずれの住所でも投票できなかった事例についてでございますけれども、個人ごとの二十歳になる日と、それから定時登録の基準日、また、その時期に国政選挙等があったかどうかというようにいろいろな重なってまいります。また、住所移転の日を、行った日との関係など様々な要素を個別に確認しなければならず、事後的な把握や試算はなかなか難しいということでございます。

ただ、同様に、六月末の選挙時登録前三か月に他市町村に転出する者につきまして、今回の制度の改正により、選挙時登録において旧住所地で選挙人名簿に登録されることとなって、一定の仮定に基づき概数を推計いたしますと、約一万人となつて、一割以下というふうなことになるのではないかと考えられます。

○牧山ひろえ君 ありがとうございます。

現状では投票できない人々がおよそ七万人も投票できるということが今回の改正の意義だと思っております。ただ、過去の国政選挙における投票権の空白の問題に関しましては、選挙事務を監視する主務官庁として、総務省は、選挙権がありながら投票できないという状況の発生についても少しセンシティブになっていたかと思えます。

選挙権年齢の引下げを受けて、選挙制度を所管する総務省を始め各選挙管理委員会には、若者の政治参加の重要性、それから選挙権行使の意義などについて更なる周知・啓発活動が大事だと思います。それだけではなくて、参議院選挙が今年の夏に迫る中で、選挙権行使の具体的な方法につい

てやはり周知の徹底が必要だと思います。

今回の改正が実現すれば、新住所地に引っ越してきてから、その期間が三か月未満であったとしても旧住所地で投票できることとなります。選挙権年齢の引下げだけでなく、今回の改正内容についても周知を行うことがやはり重要だと思います。そうでないと、改正の意味がないと思うんです。やっぱり周知が一番大事だと思います。

今回の改正内容につきまして具体的にどのような方法で周知活動を行うこととするのか、政府の方針などをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（大泉淳一君） お答え申し上げます。

改正法が成立した場合には国民に対して周知を図る必要がございます。特に就職や進学により市町村の区域外へ住所を移すということとなる高校生などに対しては制度の周知を行っていくことは非常に重要だと私も認識しております。

また、その前提として、住民基本台帳法では、市町村の区域外に住所を移す者につきましては転出届、それから新たに市町村の区域内に住所を定めるということとなりましたときは転入届を届け出なければならぬということとなっております。

総務省としましては、これまでも引越しの際の住民票の移動については文部科学省に対して高校において周知していただきたいということで依頼をしておりますとともに、今年度、新たな有権者のために作り出した副教材におきましても同様に記載しております。また、今回、国政選挙等につきまして市町村の区域外へ転出しても投票が可能となるような本改正の趣旨を踏まえまして、この改正内容も併せて文部科学省を通じて各学校に周知をお願いしていきたいと考えております。

また、参議院選挙時に啓発を積極的に行うほか、各選挙管理委員会や明推協など関係機関と連携しまして、あらゆる機会を通じて本法案の改正

の内容を周知してまいりたいと考えております。

若者が北海道の大学に進学した場合、選挙のためにわざわざ帰省することは現実的ではないと思うんです。

○牧山ひろえ君　ありがとうございます。今、各学校にという御答弁でしたけれども、特に高校を卒業した後、引越をする方が多いですから、特に高校での周知・啓蒙活動がこの場合は重要ではないかと思えます。是非、手段を尽くして、真の意味での周知徹底を図っていただければと思います。

そこで、旧住所地で投票が可能となることを周知するだけではなくて、郵送による不在者投票によつて帰省することなく投票が可能であること、このことも周知すべきだと考えますが、この点に關しましては当局の認識をお伺いしたいと思えます。

○政府参考人(大泉淳一君)　お答え申し上げます。今回の改正で投票が可能になる人々へは、例えば次の参議院選挙の際に投票所入場券の送り方はどのように行われるのでしょうか。旧住所の市町村の選挙管理委員会から住民票の移転先に郵送がなされるというイメージでよろしいのでしょうか。

○政府参考人(大泉淳一君)　先ほど、九五%以上の市区町村選挙において、転出していった方々でまだその名簿の期限内にある方についてお知らせをしているということをお願いしましたけれども、この中で、新住所地において不在者投票を行うことができるということにつきましても、投票所入場券を発行しているところは投票入場券に、あるいはそのお知らせについてはお知らせに書いてお知らせしているところがございますし、また不在者投票用紙の請求書も、その入場券あるいはお知らせのときに添付するなどの工夫も行っていることと承知しております。

○政府参考人(大泉淳一君)　お答え申し上げます。転居等によりまして住所を移した方で旧住所地の選挙人名簿に登録されている方に対して今までのような取扱いを行っているかということと、前回の衆議院総選挙につきまして全国の市区町村の選挙を対象に調査を行いました。この結果、九五%以上の市区町村の選挙におきまして、新住所地に投票所入場券を送付すること、あるいは転出の際に旧住所地において投票できますよという旨を説明するなどの対応をしていたところでございました。

今後とも、新たな有権者が、登録される有権者が出てまいりますが、同様の方法で周知をしたいと考えております。

○牧山ひろえ君　是非、遠方から、遠隔からの不在者投票が可能だということについても併せて分かりやすい説明を行っていただければと思います。

また、不在者投票の投票用紙については、名簿登録地の市町村の選挙管理委員会に直接あるいは郵送などをもつて請求することとされているんですが、ということは、先ほど申し上げた例の沖縄出身の学生さんは、北海道から投票のためにわざわざ帰省しないわけですから、郵便などで不在者投票の用紙を請求するという手間があるわけですね。

○牧山ひろえ君　今回の改正の対象となる若者の中には、遠方へ進学する、あるいは就職する人も少なくないと思います。例えば、沖縄県の出身の内容を周知してまいりたいと考えております。

○政府参考人(大泉淳一君)　お答え申し上げます。御指摘のとおり、公職選挙法施行令の第五十条によりまして、不在者投票の投票用紙等の請求につきましては、直接又は郵便等をもつて登録地の市町村の選挙管理委員会に請求することになります。

○政府参考人(大泉淳一君)　お答え申し上げます。御指摘のとおり、公職選挙法施行令の第五十条によりまして、不在者投票の投票用紙等の請求につきましては、直接又は郵便等をもつて登録地の市町村の選挙管理委員会に請求することになります。

○政府参考人(大泉淳一君)　お答え申し上げます。御指摘のとおり、公職選挙法施行令の第五十条によりまして、不在者投票の投票用紙等の請求につきましては、直接又は郵便等をもつて登録地の市町村の選挙管理委員会に請求することになります。

○政府参考人(大泉淳一君)　お答え申し上げます。御指摘のとおり、公職選挙法施行令の第五十条によりまして、不在者投票の投票用紙等の請求につきましては、直接又は郵便等をもつて登録地の市町村の選挙管理委員会に請求することになります。

○政府参考人(大泉淳一君)　お答え申し上げます。御指摘のとおり、公職選挙法施行令の第五十条によりまして、不在者投票の投票用紙等の請求につきましては、直接又は郵便等をもつて登録地の市町村の選挙管理委員会に請求することになります。

選挙人名簿につきましては、選挙事務の適正かつ効率的な執行、先ほど申しましたとおり、そのような適正かつ効率的な執行、あるいは選挙人名簿の正確性の確保というものがまたおそろかにできないということでございますので、この制度は今合理性を持っているのではないかと考えているところでございます。なお、過去の裁判例におきましても、この仕組みについては一応の合理性がある」と判示されているものと承知しております。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 今回の公選法改正、お願いをいたしておるわけですが、成立をさせていただきますと、一步、今委員御指摘の環境が整うということは御理解がいただけたというふうに思います。

いよいよ今年の夏、参議院選挙から十八歳選挙権、スタートをいたします。選挙権を有する我が国の国民の方が、日本国内のどこにおられても、また、こういう時代でございますから、日本人は世界中で活躍、仕事をしておられる、あるいは留学等もあるでしょう、世界のどこにおられても選挙権を行使することができ、衆議院選挙、参議院選挙、国政選挙に一票を投ずることができ、ぎりぎりの努力でその環境の整備に更に努めていくということ、本当に大切なことというふうに思います。

もちろん、現行でもいわゆる選挙人名簿に登録をされております市町村以外の市町村における不在者投票制度がございますけれども、更に利便性を高める工夫の余地がないかどうか、そういうことについても真摯に向き合わなくてはならぬというふうに思います。

また、在外におきましては在外選挙制度というものがございます。ただ、これを調べてみますと、ちよつと大ざっぱな数字で恐縮でございますが、平成二十六年、海外におられます日本人の数、約百二十万人の方でございますが、国政選挙に参画をしていただくためには登録をしていただくなくてはならない。じゃ、どのくらいの方が登録をしておられるかということを調べてみますと、約十一万人程度。在外には百二十万おられる、登録をしておられるのは十一万程度。この百二十万の中には恐らく未成年の方も含まれているんだらうと思いますが、それにしても登録者数そのものが大変少のうございます。登録をしてもらっても、実際に選挙に一票を投ぜられる方、大使館に出向かれる、あるいは郵便投票、手段がございませけれども、直近を調べてみますと、大体二〇％程度の投票率でございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。本法案によつて、選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に記載されないために選挙権を行使できなかった有権者が新たに行使できるようになる。憲法上の権利である選挙権を行使できるよう投票権を保障するものであり、賛成であります。

○井上哲士君 例えは、選挙公報もネット掲載によつてどこにいても見られるようになる工夫とか、これまでも様々やってきましたが、より本当に多くの皆さんがきちつと選挙権を行使できるよう条件整備を、これは本当に党派を超えてやる必要があると思つております。

○井上哲士君 この中間報告では、住基台帳のネットワーク化によつて、住所を移しても都道府県の区域内に住所を有し続けていることの確認が可能だということで改善を求めているわけですね。

そこで、なぜこのような、選挙権がありながら投票をできないという事態が生まれているのかと。衆議院の質疑で我が党の議員が指摘してしましたように、公職選挙法では、地方の場合は三か月の居住要件がありますが、一方、国政選挙ではこの要件は規定をされていない。にもかかわらず、選挙人名簿を住民登録に連動させて国政選挙と地方選挙を同一の名簿にしているために、国政選挙でも三か月の居住要件が満たされるまで選挙権がありながら投票ができないと、こういう事態が起きております。

また、在外におきましては在外選挙制度というものがございます。ただ、これを調べてみますと、ちよつと大ざっぱな数字で恐縮でございますが、平成二十六年、海外におられます日本人の数、約百二十万人の方でございますが、国政選挙に参画をしていただくためには登録をしていただくなくてはならない。じゃ、どのくらいの方が登録をしておられるかということを調べてみますと、約十一万人程度。在外には百二十万おられる、登録をしておられるのは十一万程度。この百二十万の中には恐らく未成年の方も含まれているんだらうと思いますが、それにしても登録者数そのものが大変少のうございます。登録をしてもらっても、実際に選挙に一票を投ぜられる方、大使館に出向かれる、あるいは郵便投票、手段がございませけれども、直近を調べてみますと、大体二〇％程度の投票率でございます。

○政府参考人(大泉淳一君) 御指摘のとおり、私どもの設置しております投票環境の向上方策等に関する研究会におきまして昨年三月に中間報告を取りまとめまして、同一都道府県内の住所移動に

ついて二回以上移した場合においても選挙権を失わないこととするのが適当であるというふうな中間報告となっております。

その上で、衆議院で我が党は、国政選挙においては、住民票がある市町村に長期不在であつても、国内、海外を問わず投票機会を保障することが必要ではないかという提起をいたしまして、そのための全党の協議も呼びかけました。提案者からは、不断の努力でより良い制度環境を整えてまいりたい、様々な工夫を重ねてまいりたいという答弁があつたわけですが、この立場を改めて確認をしたいと思います。

○衆議院議員(中野洋昌君) 委員から御質問のありました十八歳になつて外国に転居をされるケース、恐らく典型的には留学をされるケースとか、そういう場合となるか、手続もどうなるか、二つ御質問をいただいたと思つております。

○衆議院議員(中野洋昌君) 委員から御質問のありました十八歳になつて外国に転居をされるケース、恐らく典型的には留学をされるケースとか、そういう場合となるか、手続もどうなるか、二つ御質問をいただいたと思つております。

○衆議院議員(中野洋昌君) 委員から御質問のありました十八歳になつて外国に転居をされるケース、恐らく典型的には留学をされるケースとか、そういう場合となるか、手続もどうなるか、二つ御質問をいただいたと思つております。

○衆議院議員(中野洋昌君) 委員から御質問のありました十八歳になつて外国に転居をされるケース、恐らく典型的には留学をされるケースとか、そういう場合となるか、手続もどうなるか、二つ御質問をいただいたと思つております。

○衆議院議員(中野洋昌君) 委員から御質問のありました十八歳になつて外国に転居をされるケース、恐らく典型的には留学をされるケースとか、そういう場合となるか、手続もどうなるか、二つ御質問をいただいたと思つております。

○衆議院議員(中野洋昌君) 委員から御質問のありました十八歳になつて外国に転居をされるケース、恐らく典型的には留学をされるケースとか、そういう場合となるか、手続もどうなるか、二つ御質問をいただいたと思つております。

○衆議院議員(中野洋昌君) 委員から御質問のありました十八歳になつて外国に転居をされるケース、恐らく典型的には留学をされるケースとか、そういう場合となるか、手続もどうなるか、二つ御質問をいただいたと思つております。

て、登録基準日の直前に転出をして四か月を経過しない者、この方について旧住所地において選挙人名簿の登録を行うと、これがこの法律の仕組みでございます。これにつきましては、転居先が国内に転居した場合であっても、あるいは外国に転居した場合であっても、これは変わるところはないという仕組みになっております。

したがって、お尋ねのように、旧住所地に三か月以上居住をしていた、十八歳になった、そして外国に転出をした、こういうケースであっても、転出先が国内である方と同様でございます。旧住所地において選挙人名簿に登録をされるということになります。その投票の手続は、選挙人名簿に登録をされた後に国外へ転出をした方も同じ手続でございます。

じゃ、具体的にどういう手続になるかというふうに申しますと、先ほど答弁の中でもありましたように、海外では在外の選挙というものもございします。この在外選挙人名簿に登録をされればこちらで投票ということになるかと思ひますけれども、これに登録をされるまで、すなわち転出から四か月の間はどうかといいますと、実際は一時帰国をした際に、旧住所地において投票日当日の投票若しくは期日前投票をする、あるいは旧住所地以外の市町村において不在者投票の制度を利用して投票をする、具体的にはこのような手続になつていようかと思ひます。

○井上哲士君 いずれにしても、一旦帰国するということが必要になつてくることになるんだと思ひますね。できるだけやっぱ投票権が行使できるような方が更に必要かなと思ひております。

周知徹底の問題についても更にお聞きいたします。先ほど、旧住所地の選管から転出をした有権者に対して投票所の入場券の送付などが九割以上で行われていると、こういう答弁がありました。この業務というのは、地方の選管としてはどういう位置づけになっているんでしょうか。

○政府参考人(大泉淳一君) お答え申し上げます。

公職選挙法で申しますと、その第六条第一項におきまして、各選挙管理委員会は、選挙に際しては投票方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないという条文がございまして、これに基づいて考えてられます。

また、同法、公職選挙法の施行令の第三十一条第一項におきましては、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、選挙期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに投票所入場券を交付するように努めなければならないというふうになされていまして、努めなければならないということですので、義務付けではないんでございますが、転出した選挙人の投票機会の確保をすることは非常に重要だと思ひておりますので、そういうふうにも私どもは考えております。

○井上哲士君 まさに周知徹底は非常に重要なことでありますし、特に今回、新たに選挙権を持つ今年の高校卒業生については、初めてのことでありまして、非常に大事だと思ひます。

総務省と文科省が協力して、「私たちが拓く日本の未来」という、言わば選挙のいろんな問題についての有権者教育のための冊子が作られて、既に全ての高校生に配付をされております。これは、基本はやっぱり有権者教育ということが中心なので、投票と選挙運動についてのQ&AとAというものが参考というところになってはおるんですね。ただ、この中では、速やかな住民票の移動が強調され、転入後三か月たないという新しい住所で選挙人名簿に登録されないということが書かれております。それから、不在者投票のやり方も書かれていまして、旧住所地で登録されていなければそこで投票は可能だということを書いていないわけですし、今回の法改正の場合も反映していかないということになっております。

ですから、そういう転入、転出をする高校生に

対して、旧住所地でできるんだということとは、きちんと独自の徹底が必要だと思ひますね。この冊子には書いていないわけですが、やはり高校において、卒業する三年生にそのことをきちっと徹底をするということが必要だと思ひます。口頭ではなかなか難しい話ですから、例えば協力して何らかの冊子、冊子とまではいなくても、ものを作るとかを含めて必要かと思ひます。高校での徹底ということを先ほど言われましたけど、具体的にはどういうようなことを考えているのか。

あわせて、大学において新入生に徹底すること必要と思ひますが、あわせて、どのようなことをお考えか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(大泉淳一君) 御指摘のとおり、これまで、住所を移動したとき、住民基本台帳法に従ひまして転出届、転入届を出していただくというところを周知してまいったところでございします。今回この法案が成立するということになりましたと、その部分が新しい制度としてできてまいりますので、国政選挙等について市町村の区域外へ転出して投票が可能となるというものにつきます。改正の趣旨を踏まえてこの内容を文科省を通じて各高校に周知啓発を行うとともに、各選挙管理委員会や明推協などの関係機関等を通じて、私どももあらゆる機会を通じて周知を図つてまいりたいと考えております。

また、大学生につきましては、同様に、入学に際してのオリエンテーションあるいは構内掲示などが考えられるのではないかと考えられますので、周知してもらつた上で、文科省と協力をしまして各大学の協力をお願いしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、総務省として、このような新たな有権者につきまして、あらゆる機会を通じて制度の周知を図つてまいりたいと考えております。

○井上哲士君 時間ですので、終わります。ありがとうございます。

○委員長(前田武志君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(前田武志君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田武志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

一月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、政党助成金の廃止を求めることに関する請願(第一一五号)

第一一五号 平成二十八年一月七日受理

政党助成金の廃止を求めることに関する請願

請願者 札幌市 齊藤ユカ子 外二百八名

紹介議員 紙 智子君

政党助成金制度が一九九五年に創設されて以降、毎年三百二十億円の血税が日本共産党以外の政党に投入されてきた。二〇一四年末までの総額は、既に六千三百三十一億円に上る。そもそも、政党助成金制度は、支持をしてもいいない政党に事実上の献金を強要するものであり、思想信条の自由、政党支持の自由に反する憲法違反の制度である。加えて、何の苦勞もなしに巨額の税金が転がり込む制度が政党・政治家の金銭感覚を麻痺させ、政治腐敗を加速させている。政党助成金欲し

さに政党が離合集散するなど、政党と政治を墮落させる元凶になっている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、政党助成金を廃止すること。

一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

6 日本国民たる年齢満十八年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たないもの(第四項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する者を除く。)は、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなす。

7 第三項の規定は前項の市町村について、第五項の規定は前項の三箇月の期間について準用する。

第二十一条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「次項」を「第三項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を、「した日」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の下に」及び「第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 選挙人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢

満十八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に登録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日以後四箇月を経過しないものについて行う。

第二十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

第二十八条第二号中「前条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律の規定による改正後の公職選挙法次項において「新法」という。第九条の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項において「公示日」という。)以後にその期日を告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙について適用し、公示日の前日まで(以下この項において「告示された選挙」という。)は、なお従前の例による。

2 新法第二十一条及び第二十七条第二項の規定は、新法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日)をいう。以下この項において同じ。)が施行日後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の

通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものを行う場合の同条第二項の規定による選挙人名簿の登録(以下この項において「今回の国政選挙に係る登録」という。)に係る基準日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が今回の国政選挙に係る登録に係る基準日前であるものについては、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第五項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「登録されている者」の下に「(同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者(都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。)を除く。)」を加え、「これを」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「者」の下に「又は公職選挙法第二十一条第二項に規定する住民基本台帳に登録されていた者」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第五条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「登録されている者」の下に「(同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。)」を加える。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、選挙人名簿関連システムの改修等に係る費用として約十八億円

の見込みである。

平成二十八年二月二日印刷

平成二十八年二月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇